

災害に係る住家の被害認定に関する検討会（第4回）議事概要

1. 検討会の概要

- ・日 時：平成30年3月1日（木）17:00～19:00
- ・場 所：中央合同庁舎8号館4階407会議室
- ・出席者：坂本座長、古関委員、阪田委員、佐久間委員、杉山委員、田中委員、山田委員、各オブザーバー

2. 議事概要

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」の改定案についての委員からの主な御意見・コメント等は次のとおり。なお、本日の御意見を踏まえた修正等は座長一任となった。

<委員からの御意見・コメント等>

■写真を活用した判定の効率化・迅速化について

- 被害が軽微なものに係る自己判定方式については、仙台市の事例では、自己判定方式用の調査票によって損害割合が20%以上と判定された場合には、本方式によって判定せずに実地調査により判定している。このように、損害割合が20%未満と判定するのが困難な場合の対応について明確にすべき。

■地盤等の被害に係る判定の効率化・迅速化について

- 亀裂の判定に関して、亀裂が対面する二辺と交差していることが明らかになるよう、適切に写真を撮影することを明記すべき。

■水害に係る判定の効率化・迅速化について

- 例えば外壁の損傷程度Ⅲは、仕上材が脱落している場合や、浸水により仕上材の汚損が見られる場合が該当するが、外力が作用することによる一定以上の損傷の例示については、前者のみが対象（浸水による損傷は対象外）であることを明確にすべき。

■その他

- 今回運用指針を全面的に見直すに当たり、地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法の位置づけを「補遺」としておくには違和感があるので、「補遺」という名称の見直しを検討すべき。

(以 上)